

## 学位論文の評価基準

### 修士課程

#### 概要

1年次秋学期開始前の指導教員決定後、2年次の特別研究科目において、担当指導教員による指導の下、文献調査やインターンシップ、プロジェクト研究で得た知見の整理等を通じて、研究課題を設定し、仮説を検証するための研究計画を立案し、6月に学位論文の予定題目を提出します。その後、研究計画に基づき、指導教員による指導の下、研究活動に取り組み、11月に学位論文発表会にて研究成果を発表します。学位論文発表会での質疑応答や助言も踏まえて学位論文を仕上げ、1月に提出します。なお、審査体制（主査1人、副査2～3人）は、予定題目提出後の6月下旬に公示されます。

#### 学位審査体制

学位審査は主査（指導教員）、副査2人（研究科委員もしくは本研究科を兼担する関連領域の他研究科委員）によって行われます。ただし、必要な場合には、3人目の副査として塾内・塾外の研究者・専門家1人が加わります。

#### 学位論文審査・最終試験（口頭試問）

最終試験は主査および副査による口頭試問形式で行われます。提出された学位論文に基づき、以下の項目について審査が行われ、総合的に評価されます。研究ノートおよび研究資料（解析に用いたデータ等）の確認も行われます。

1. 学位申請者が主体的に取り組んだ研究成果に基づくものであること
2. 研究の主たる部分が学位申請者の本研究科修士課程在学中に行われたこと
3. 科学的方法に基づいて取り組まれており具体的かつ論理的に記述されていること
4. 新規性を有する成果や新たな観点・知見・解釈が含まれたものであり、それらが明確に記載されていること
5. 先行研究を参考文献として適切に引用していること

### 後期博士課程

#### 概要

後期博士課程の学生は、特論科目および合同演習科目を履修し（合計10単位）、自立して高度な研究を行うための能力を身につけます。指導教員との相談および合同演習科目を通して研究課題の設定や研究計画の立案を進めます。論文中間審査会（7月・10月・1月の年3回開催）では、毎年1回、在学期間を通じて計3回、研究の進捗状況に応じて、研究計画を含めて研究成果について中間報告を行います。論文中間審査会では、専門領域に新しく重要な知見を付与する高い水準の研究を進めているか審査されます。

#### 論文中間審査会

学生は、原則年1回、在学期間中3回「論文中間審査会」において、研究計画を含め中間報告を行い、必要な指導・助言を受けることとします。やむを得ない事由（研究科が認めた留学や病気療養等）により参加できない場合には、翌年度に2回中間報告を行うことを認めるものとします。なお、論文中間審査会での中間報告の内容と、最終的に申請する学位論文の内容が異なっても問題ありません。

## 審査体制

審査委員会は、主査、副査3人（うち1人は指導教員）の4人で構成されます。審査委員会には、当該学位プログラム以外の研究科委員1人以上が含まれます。また、特別審査委員（当該論文の研究領域の専門家）1人を含めることができます。

## 学位論文提出の目安

学位論文は、以下のいずれかを満たすことを原則とします。

1. 学位論文の骨子となる内容が、後期博士課程在学中に、査読付の英文学術誌に受理された原著論文（メタ解析や系統的レビューの場合は、原著論文に相当すると判断されるもの）1編以上に掲載されていること。英文学術誌はMEDLINE（PubMed）掲載もしくは同等レベルの学術誌とする。
2. 学位論文の骨子となる内容が、後期博士課程在学中に、査読付の和文学術誌に受理された原著論文（メタ解析や系統的レビューの場合は、原著論文に相当すると判断されるもの）2編以上に掲載されていること。和文学術誌は当該分野の主要学会の学会誌を原則とし、学位プログラムごとに目安を別に定める。
3. その他、上記1.または2.に相当する内容と判断される場合（分野により、上記を直接適用するのが困難な場合）。

※上記2.の目安について、看護学専攻は以下のとおり定める。

1. 日本学術会議協力学術研究団体に指定されている学術研究団体、あるいは、日本看護系学会協議会の社員学会となっている看護系学会により発行されている和文学術誌。
2. 1に定める以外の和文学術誌で、看護・保健・医療・福祉等において当該分野で主要であると認められる学術研究団体により発行されている和文学術誌。当該分野で主要であるか否かの判断は、看護学専攻の学習指導教員が、必要に応じて指導教員の意見を聴取し判断する。

## 学位論文審査・最終試験（口頭試問）

最終試験は審査委員会による口頭試問形式で行われます。学位申請者には、将来にわたり保健・医療・福祉の領域を先導する研究者および実務家として社会に貢献し得る人材として、専門領域において明確な成果を得ており、自立して高度な研究を遂行する能力を有することが求められます。口頭試問では、提出された学位論文に基づき、以下の項目について審査が行われ、総合的に評価されます。研究ノートおよび研究資料（解析に用いたデータ等）の確認も行われます。

1. 学位申請者が主体的に研究の構想を立案し、その課題の解決に向けて取り組んだ研究成果であること
2. 研究の主たる部分が学位申請者の本研究科後期博士課程在学中に行われ、新規性を有していること
3. 研究成果が看護・保健・医療・福祉・公衆衛生・スポーツの発展に寄与するものであること
4. 専門領域に関する十分な知識と見識を持ち、将来において、国際的な広い分野での新しい研究・開発活動を先導的に行える資質を持つと示されていること